

起案					
平成30年度	保存期間	5年			
大分類	017水産	中分類	004水産資源		
ファイルグループ	漁業権漁業・許可漁業等手続き				
ファイル名	知事許可漁業一斉更新				
取扱区分		速達	締切後発送	照合者印	
		公印承認印	公印押印者印	発送取扱者印	
		来書日付	平成 30 年 6 月 18 日		
		收受日	平成 30 年 6 月 22 日		
		起案・供覧日	平成 30 年 8 月 29 日		
決裁日	平成 年 月 日				
施行日	平成 年 月 日				
受信者	(案1, 2) いとう漁業協同組合	処理期限	平成 年 月 日		
		文書番号	水資第661号		
発信者	(案1) 静岡県知事 (案2) 静岡県経済産業部水産業局水産資源課長	来書文書番号			
起案(担当)者	経済産業部 水産業局 水産資源課 資源管理班 主幹 阿久津 哲也 ㊞				
	電話番号 : 054-221-2696				
標題	平成30年度知事許可漁業一斉更新に係る漁業許可について (いるか追込漁業)				
決裁・供覧押印欄					
課長	課長代理	班長	課員		
  					
このことについて、いとう漁協所属 いとう漁協 の [REDACTED] 外44 に係る漁業許可申請 があった。内容について審査したところ適当であると認められるので、別紙のとおり許可する。 決裁のうえは、別案により許可証を発行する。なお、交付については別に定める。					
備考					

静 岡 県

V (宰)

許可番号 第 1 号

# いるか追込漁業許可証

住(所在地) 静岡県伊東市新井一丁目1番18号

氏(名称) いとう漁業協同組合

1 漁業種類 いるか追込漁業

2 操業区域 爪木崎正南の線以東の静岡県海面

3 操業期間 10月1日から翌年3月31日まで

4 船 舶

(1) 船 名

(2) 漁船登録番号

(3) 総 ト ン 数

(4) 推進機関の種類  
及び馬力数

} 裏面記載のとおり

5 許可の有効期間 平成30年9月1日から平成33年8月31日

6 制限又は条件

- (1) 1漁期の捕獲頭数は、毎年別途指定した種類及び頭数の範囲内とする。
- (2) 捕獲頭数調整等のために操業停止を指示した場合は、これに従うこと。
- (3) 追込場所は共第3号共同漁業権漁場内に限る。ただし、他の共同漁業権漁場であっても当該漁業権者の同意を得た場合はこの限りでない。

平成 27 年 9 月 1 日

静岡県知事 川勝平太

(第12面)

7. 使用する船舶

船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類	馬力数
		6.19トン		
		6.4トン		
		5.5トン		
		6.3トン		
		5.3トン		
		8.89トン		
		6.2トン		
		14.0トン		
		1.26トン		
		4.87トン		
		4.15トン		
		0.66トン		
		2.51トン		
		4.8トン		
		3.5トン		
		4.7トン		
		4.4トン		
		3.4トン		
		3.8トン		
		1.4トン		
		15.02トン		
		18.59トン		
		19トン		
		8.25トン		
		9.0トン		
		6.1トン		
		6.0トン		
		3.05トン		
		3.94トン		
		3.1トン		
		3.89トン		
		2.32トン		
		2.97トン		
		2.96トン		
		1.3トン		
		4.48トン		
		1.7トン		
		4.31トン		
		4.6トン		
		4.8トン		
		4.2トン		
		4.8トン		
		2.1トン		
		4.7トン		
		4.9トン		

✓ (平2)

水資第661号  
平成30年9月1日

いとう漁業協同組合代表理事組合長様

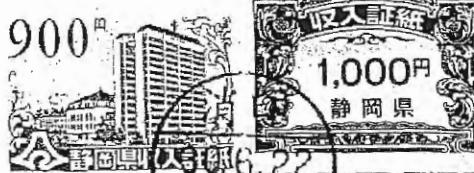
静岡県経済産業部水産業局水産資源課長

平成30年度知事許可漁業の一斉更新に係る  
いるか追込網漁業の許可について

平成30年6月18日付けで副申のあったことについて、別添許可証のとおり許可されました  
ので御了承の上、同許可証を交付願います。

なお、旧許可証については速やかに御返納いただきますよう御指導願います。

担当資源管理班  
電話番号 054-221-2696



## いるか追込漁業許可申請書

平成 年 30. 6. 18 日

静岡県知事 川勝 平太 様

伊東市新井1丁目1番18号

申請者 いとう漁業協同組合  
代表理事組合長 高田充朗

下記によりいるか追込刺網漁業の許可を受けたいので、申請します。

### 記

- 1 漁業種類 いるか追込漁業
- 2 操業区域 爪木崎正南の線以東の静岡県海面
- 3 漁獲物の種類 いるか
- 4 操業期間 10月1日～翌年3月31日まで
- 5 漁業根拠地 伊東市富戸港
- 6 漁具の種類規模及び数 一ヶ統(掛切網三統・取網一統)  
別紙漁具図のとおり
- 7 使用する船舶 別紙一覧表のとおり

船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類	馬力数

- 8 火光を利用するものにあっては、電源の種類及び出力集魚灯の数及び光力



- 9 魚群探知器の有無

- 10 相手船舶

船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類	馬力数

(別 紙)

7. 使用する船舶

船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類	馬力数
1		6.19トン		
2		6.4トン		
3		5.5トン		
4		6.3トン		
5		5.3トン		
6		8.89トン		
7		6.2トン		
8		14トン		
9		1.26トン		
10		4.87トン		
11		4.15トン		
12		0.66トン		
13		2.51トン		
14		4.8トン		
15		3.5トン		
16		4.7トン		
17		4.4トン		
18		3.4トン		
19		3.8トン		
20		1.4トン		
21		15.02トン		
22		18.59トン		
23		19トン		
24		8.25トン		
25		9.00トン		
26		6.1トン		
27		6.0トン		
28		3.05トン		
29		3.94トン		
30		3.1トン		
31		3.89トン		
32		2.32トン		
33		2.97トン		
34		2.96トン		
35		1.3トン		
36		4.48トン		
37		1.7トン		
38		4.6トン		
39		4.31トン		
40		4.8トン		
41		4.2トン		
42		4.8トン		
43		2.1トン		
44		4.7トン		
45		4.9トン		

小型定置糸網漁業

原本添付

# 定 款

平成 28 年 4 月 4 日 施 行

平成 29 年 4 月 24 日 施 行

平成 30 年 4 月 5 日 施 行

いとう漁業協同組合

## 履歴事項全部証明書

原本添付

静岡県伊東市新井一丁目1番18号  
いとう漁業協同組合

会社法人等番号	0801-05-004018	
名 称	伊東市漁業協同組合	
	いとう漁業協同組合	平成22年 4月 1日変更
		平成22年 4月 1日登記
主たる事務所	静岡県伊東市新井一丁目1番18号	
法人成立の年月日	平成6年1月4日	
目的等	<p>事業            この組合は、組合員のために次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 水産資源の管理及び水産動植物の増殖</li> <li>(2) 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導</li> <li>(3) 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給</li> <li>(4) 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設の設置</li> <li>(5) 組合員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売</li> <li>(6) 漁場の利用に関する事業</li> <li>(7) ダイビングサービス事業の経営</li> <li>(8) 海洋深層水の利用に関する事業</li> <li>(9) 魚場の設置、運営の事業の経営</li> <li>(10) 船だまり、船揚場、魚礁その他組合員の漁業に必要な設備の設置</li> <li>(11) 組合員の遭難防止又は遭難救済に関する事業</li> <li>(12) 組合員の共済に関する事業</li> <li>(13) 組合員の福利厚生に関する事業</li> <li>(14) 組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育及び組合員に対する一般的情報の提供</li> <li>(15) 組合員の経済的地位の改善のために対する団体協約の締結</li> <li>(16) 漁船保険組合が行う保険又は漁業共済組合が行う共済のあっせん</li> <li>(17) 定置漁業、いるか漁業、ぼら漁業、天草漁業、あわび漁業、さざえ漁業、とこぶし漁業、なまこ漁業、ばていら漁業、つのまた漁業、かじめ漁業、あらめ漁業、とさかのり漁業、ぶり定置漁業、まぐろ定置漁業及び蓄養殖漁業の経営</li> <li>(18) この組合の有する共同漁業権、特定区画漁業権及び入漁権の管理</li> <li>(19) 漁船損害等補償法第113条第1項及び第2項並びに第3項（同法第121条、第126条、第126条の6において準用する場合を含む。）に掲げる事業</li> <li>(20) 漁業信用基金協会の委託を受けてするその事務</li> <li>(21) 漁業共済組合の委託を受けてするその事務</li> <li>(22) 漁業用海岸局の開設、維持及び運営</li> <li>(23) 前各号の事業に附帯する事業</li> </ul>	
	平成22年 4月 1日変更 平成22年 4月 1日登記	

## 付 記 事 項

この度の知事許可漁業の一斉更新に係る「いるか追込み」の許可申請は、別紙「使用する船舶」の所有者の同意に基づき、当該申請を行うものであり、下記事項に相違ないことを申し添えます。

### 記

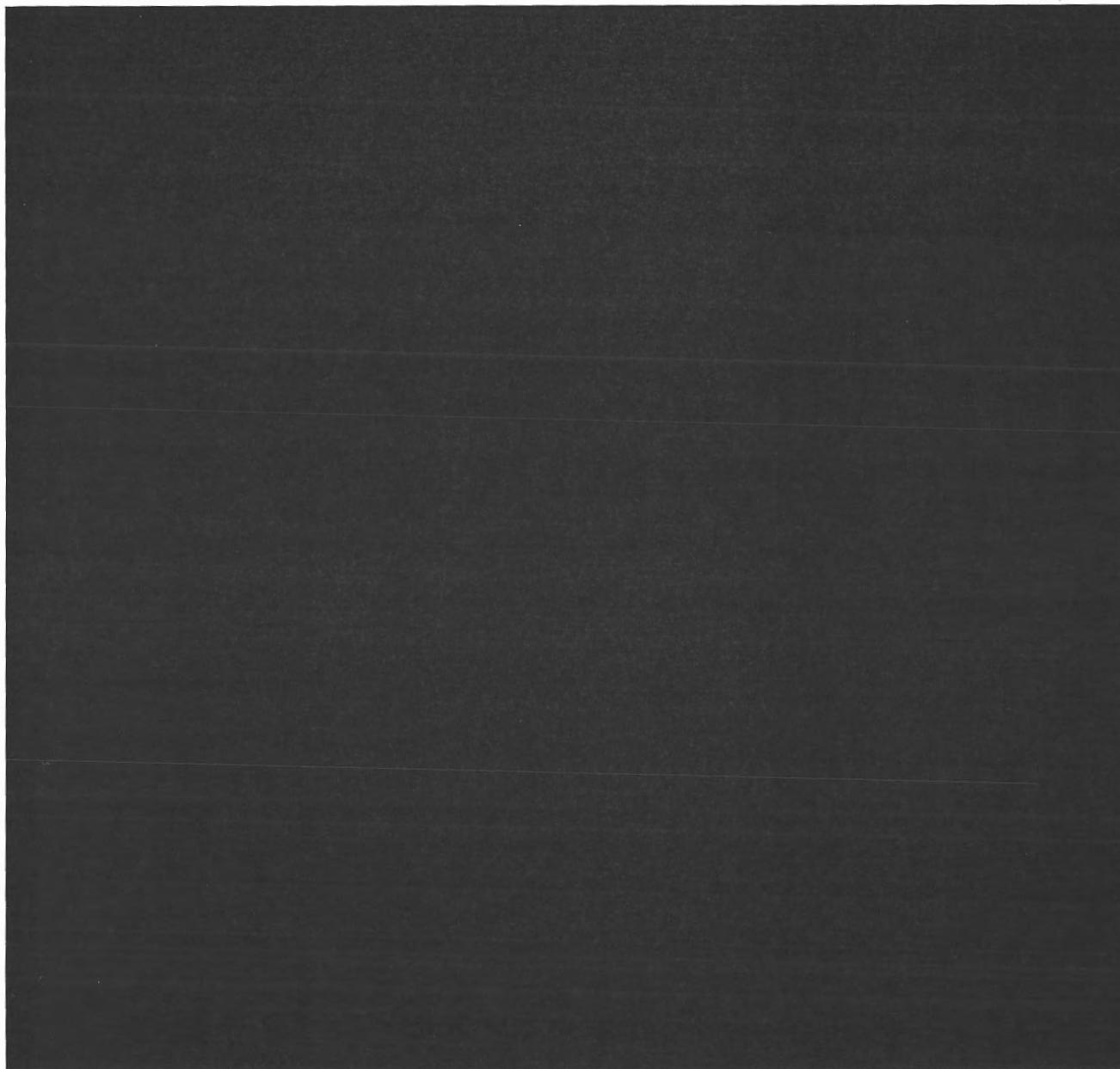
- 1 別紙「使用する船舶」の所有者は、当漁協の組合員であること。
- 2 別紙「使用する船舶」の所有者は、当該漁業を行う意志があること。
- 3 別紙「使用する船舶」の所有者は、当該漁業を行うにあたり、自己の所有する船舶を使用することに異議がないこと。

以上

平成 30. 6月18日

伊東市新井1丁目1-18  
いとう漁業協同組合  
代表理事組合長 高田 充朗

いるか漁具図



副 申 書

平成3年6月8日

静岡県知事 川勝 平太 様

伊東市新井1-1-18

いとう漁業協同組合

代表理事組合長 高田 充朗

いるか追込漁業許可申請について

今般当漁協の自営事業でありますいるか追込漁業の許可申請を  
別紙のとおり致しましたので、許可されたく副申致します。

いるか追込漁業の操業に係る同意書

平成 20. 6月18日

静岡県知事 川勝 平太 様

伊東市新井1-1-18

同意者 いとう漁業協同組合

代表理事組合長 高田充朗

下記の者が、共第3号共同漁業権漁場内で、いるか追込漁業を営むことを同意します。

記

伊東市新井1-1-18

申請者 いとう漁業協同組合

代表理事組合長 高田充朗

許可番号 第 1 号

# いるか追込漁業許可証

住 所 (所在地) 静岡県伊東市新井一丁目1番18号

氏 名 (称名) いとう漁業協同組合

1 漁業種類 いるか追込漁業

2 操業区域 爪木崎正南の線以東の静岡県海面

3 操業期間 10月1日から翌年3月31日まで

4 船 舶

(1) 船 名

(2) 漁船登録番号

(3) 総 ト ン 数

(4) 推進機関の種類  
及び馬力数

} 裏面記載のとおり

5 許可の有効期間 平成27年9月1日から平成30年8月31日

6 制限又は条件

(1) 1漁期の捕獲頭数は、毎年別途指定した種類及び頭数の範囲内とする。

(2) 捕獲頭数調整等のために操業停止を指示した場合は、これに従うこと。

(3) 追込場所は共第3号共同漁業権漁場内に限る。ただし、他の共同漁業権漁場であっても当該漁業権者の同意を得た場合はこの限りでない。

平成27年9月1日

静岡県知事 川勝平太

7. 使用する船舶

船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類	馬力数
		6.19トン		
		6.4トン		
		5.5トン		
		9.1トン		
		6.3トン		
		5.3トン		
		8.89トン		
		6.2トン		
		14.0トン		
		1.26トン		
		4.87トン		
		4.15トン		
		0.66トン		
		2.51トン		
		4.8トン		
		3.5トン		
		4.7トン		
		4.4トン		
		3.4トン		
		3.8トン		
		1.4トン		
		15.02トン		
		18.59トン		
		19トン		
		8.25トン		
		9.0トン		
		6.1トン		
		6.0トン		
		1.10トン		
		3.05トン		
		3.94トン		
		3.1トン		
		3.89トン		
		2.32トン		
		2.97トン		
		2.96トン		
		4.4トン		
		1.3トン		
		4.48トン		
		2.5トン		
		1.7トン		
		4.31トン		
		4.6トン		
		4.8トン		
		4.2トン		
		4.8トン		
		4.93トン		
		2.1トン		
		4.7トン		

# いるか追込漁業許可証

住(所在地) 静岡県伊東市新井一丁目1番18号

氏(名称) いとう漁業協同組合

1 漁業種類 いるか追込漁業

2 操業区域 爪木崎正南の線以東の静岡県海面

3 操業期間 10月1日から翌年3月31日まで

4 船 舶

(1) 船 名

(2) 漁船登録番号

(3) 総 ト ン 数

(4) 推進機関の種類  
及び馬力数

}

裏面記載のとおり

5 許可の有効期間 平成30年9月1日から平成33年8月31日

6 制限又は条件

- (1) 1漁期の捕獲頭数は、毎年別途指定した種類及び頭数の範囲内とする。
- (2) 捕獲頭数調整等のために操業停止を指示した場合は、これに従うこと。
- (3) 追込場所は共第3号共同漁業権漁場内に限る。ただし、他の共同漁業権漁場であっても当該漁業権者の同意を得た場合はこの限りでない。

平成30年9月1日

静岡県知事 川勝平太



7. 使用する船舶

船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類	馬力数
		6.19トン		
		6.4トン		
		5.5トン		
		6.3トン		
		5.3トン		
		8.89トン		
		6.2トン		
		14トン		
		1.26トン		
		4.87トン		
		4.15トン		
		0.66トン		
		2.51トン		
		4.8トン		
		3.5トン		
		4.7トン		
		4.4トン		
		3.4トン		
		3.8トン		
		1.4トン		
		15.02トン		
		18.59トン		
		19トン		
		8.25トン		
		9.0トン		
		6.1トン		
		6.0トン		
		3.05トン		
		3.94トン		
		3.1トン		
		3.89トン		
		2.32トン		
		2.97トン		
		2.96トン		
		1.3トン		
		4.48トン		
		1.7トン		
		4.31トン		
		4.6トン		
		4.8トン		
		4.2トン		
		4.8トン		
		2.1トン		
		4.7トン		
		4.9トン		

## I 知事許可漁業の許可等に関する取扱方針

漁業法（以下「法」という。）第66条第1項及び静岡県漁業調整規則（以下「規則」という。）第6条に基づく知事許可漁業に係る許可等に関する取扱いについては関係法令によるものほか、この方針による。

### 1 基本方針

#### (1) 許可漁業及びその種類

法第66条第1項及び規則第6条第1号及び第2号アからツに定める漁業については、漁業別の許可等の取扱方針に示す漁業種類に分類するものとする。

なお、法第66条第1項及び規則第6条第2号アからコに定める漁業については、当該漁業ごと及び当該漁業に使用する船舶ごとの、第1号及び第2号サからツに定める漁業については当該漁業ごとの許可とする。

#### (2) 操業区域及び操業期間

おおむね一斉更新前の扱いと同一とするが、漁業によっては、漁業調整上又は資源保護上支障のない範囲内で調整を図ることとする。

#### (3) 許可又は起業の認可をすべき数（定数）

規則第25条に基づき定数を定める必要がある漁業は、原則として一斉更新直前の許可数又は起業の認可数をもって定めるものとするが、漁業によっては、漁業調整上支障のない範囲内で調整を図ることとする。

#### (4) 起業の認可について

- 規則第21条及び第22条に基づく起業の認可の有効期間は10か月以内とし、延長についてはやむを得ない理由がある場合に認めるものとする。
- 一斉更新前に起業の認可を受けていた者が一斉更新時に引き続き同一漁業について起業の認可を申請する場合、はじめに認可を受けた日から起算して3年を超えることとなる起業の認可の申請は原則として認めないものとする。また、申請を認める場合でも、その有効期間ははじめに認可を受けた日から起算して3年を超えないものとし、期間を延長する場合も同様とする。

#### (5) 使用船舶及び漁具の規模の制限

漁獲強度の増大又は過当競争あるいは、他種漁業との競合等が生じると考えられる漁業については、従来同様使用船舶又は漁具について一部制限するものとする。

#### (6) 短期許可等について

- 小型機船底びき網漁業手続第3種（貝けた網漁業）については、漁獲対象物が共同漁業権漁

業の内容となり得るものであり、その発生状況が年により著しい変動があること等を考慮し本漁業の許可は短期許可扱いとする。

- 2 あおりいかしば漬け網漁業については、その来遊状況が年により変動があることを考慮し、本漁業の許可は短期許可（おむね来遊期間内）とする。
- 3 あじ、さば棒受網漁業及びさばすくい網漁業については、他県との調整を要するため、短期許可とする。
- 4 他県との調整を要する漁業における県外漁業者に対する許可については連合海区漁業調整委員会その他県外漁業者との漁業調整機構の決定を前提に許可するものとする。

(7) 兼業許可について

当該漁業ごと及び当該船舶ごとに許可を受けなければならない漁業であって兼業として許可される漁業については、主たる漁業に係る許可船舶についてのみ兼業許可とするものとする。

また、規則第 27 条及び第 28 条に基づく許可又は起業の認可に当っては、兼業する許可漁業は分離できないものとする。

(8) 規則第 16 条と第 27 条との同時適用

漁業ごと及び船舶ごとの漁業許可を受けたものがその許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止し、又は許可船舶が滅失し、若しくは沈没したため、他の船舶について当該漁業の許可又は起業の認可を申請した場合において、その申請の内容が従前の許可を受けた内容と同一でないときは、当該申請の内容が当該従前の許可を受けた内容を規則第 16 条の規定により許可を受けて変更できる範囲内のものであるときに限り、当該申請につき、規則第 16 条の規定と第 27 条の規定を同時に適用して許可又は起業の認可をするものとする。

附則

- (1) この方針は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。